

令和4年 第18回
教育委員会臨時会会議録

令和4年10月24日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2598号

令和4年第18回臨時会

日 時 令和4年10月24日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立図書館条例の一部を改正する条例について
- 2 就学援助及び就学奨励費の対象者拡充について
- 3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 4 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 港区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

10 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 報告事項

- 1 令和3年度決算特別委員会の総括質問について
- 2 港区幼児教育振興アクションプログラムの改定に向けたアンケート調査の実施について
- 3 港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について
- 4 港区スポーツ推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について
- 5 港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について
- 6 港区学校教育推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について
- 7 港区立郷土歴史館展示室等の休室について
- 8 令和4年特別区人事委員会勧告について
- 9 「教師の歳時記」の改訂について
- 10 情報モラルアンケートの実施結果について
- 11 令和4年度港区子どもサミットの開催について
- 12 後援名義等の9月使用承認について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について
- 14 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 15 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 16 図書館の9月分利用実績について
- 17 図書館・郷土歴史館の9月行事实績について
- 18 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 19 みなと科学館の9月利用状況について
- 20 11月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和4年第18回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程に入る前に、港区の私立幼稚園PTA連合会及び港区私立幼稚園連合会から教育費保護者負担額の公私立幼稚園較差解消に関する要望書が、私宛に提出をされております。事前に送付をさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは、日程に入ります。本日の署名委員は田谷委員にお願いいたします。

○田谷委員 かしこまりました。

○教育長 よろしく願いいたします。

まず本日の日程について、お諮りをいたします。審議事項のうち、改正理由が共通をしている審議事項第3から第10までの8件の規則改正については、一括して説明を受けてから審議を行い、1件ずつ採決することとしたいと思います。

また、報告事項第2から第6までの5件の報告事項についても、内容に重複をしている部分がございますので、一括して説明を受けてから、質疑を行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、審議事項第3から第10までにつきましては、港区教育委員会会員規則第14条第2項の規定に基づき、一括して説明を受けた後に質疑応答を行い、その後1件ずつ採決することといたします。

また、報告事項第2から第6までにつきましても、一括して説明を受けた後、質疑応答を行うことといたします。

それでは、日程の第1、審議事項に入ります。議案第95号「港区立図書館条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 港区立図書館条例の一部を改正する条例について

○図書文化財課長 それでは、ただいま議題となりました議案第95号「港区立図書館条例の一部を改正する条例について」本日付、議案資料ナンバー1をもってご説明をさせていただきます。議案資料ナンバー1の教育委員会議案資料ナンバー1の3を御覧いただけますでしょうか、PDFの5分の5ページになります。

港区立台場区民センター図書室を図書館法に基づく図書館に移行するため、港区立図書館条例の一部を改正いたします。

項番の1、改正理由です。港区立台場区民センター図書室を図書館法に基づく図書館に移行するため、名称・位置、休館日及び開館時館を定めます。

項番の2、改正内容です。図書館の名称及び位置を規定します。名称は港区立台場図書館。位置は、港区台場一丁目5番1号です。

次、休館日を以下のとおり規定します。1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までです。

また、特別整理期間、年1回、10日以内で教育委員会が定める期間としております。

次に開館時間です。午前9時から午後8時まででございます。

こちら、8月22日の図書館に移行するという、新規事項でもご説明させていただきましたが、台場区民センター図書室、台場図書館に移行しますけれども、規模が大きくない。蔵書数も少ないために、第3木曜日の館内整理日というものをこちらは設けない予定です。また、日曜祝日は、他の区立図書館が5時までで閉館しておりますけれども、こちらについては、既存のサービスを引き継ぐということで、日曜祝日も8時までの開館ということをご予定しております。

項番3、施行期日です。港区教育委員会規則で定める日ということですが、令和6年4月1日を予定しております。

項番4、今後のスケジュールです。令和4年11月第4回定例会に議案として、こちらの改正条例を上程する予定でございます。図書館としての開館は令和6年4月1日を予定しております。簡単ですが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第95号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第95号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 就学援助及び就学奨励費の対象者拡充について

○教育長 次に議案第96号「就学援助及び就学奨励費の対象者拡充について」説明をお願いいたします。

○学務課長 配付議案資料ナンバー2を御覧ください。「就学援助及び就学奨励費の対象者拡充について」でございます。

審議内容といたしましては、公私立を問わず、就学援助費について対象とするというものでございまして、実施時期は、令和5年度からにさせていただきます。

1番の「現状及び背景」でございますが、学校教育法第19条の規定に基づきまして、区立と国公立の小中学校に就学する児童・生徒のうち、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助を実施しており、同様に、就学奨励費を対象としておりました。

しかしながら、区内に在住する、私立小中学校に就学する児童・生徒の割合が年々増加をしているという状況がございまして、この対象について検討してきたところでございます。

背景につきましては各家庭で、児童・生徒の特性や人間関係、教育理念など様々な理由により、私立などを含めた多様な選択肢の中から選んでいるという状況。

また、今年度、私立学校を訪問し、実施したヒアリングにおいても、私立小中学校に通う児童生徒でも家庭の事情など、経済的に厳しい状況にある家庭に対する支援、要望なども頂いているところでございます。

次のページをおめくりいたしまして、支給対象者の拡充ということで、記載のとおり、公立私立を問わず、対象とするため、就学援助及び就学奨励費を令和5年度から、私立小中学校と特別支援学級等に通学する児童・生徒の保護者に拡充をさせていただきたいと考えております。

所要の経費ですけれども、令和4年度につきましては、就学事務のシステムの回収費に400万円。令和5年度版の就学援助のお知らせの印刷を事前にする必要があるために100万円計上させていただきまして、こちらは第4回定例会に、補正予算として上程させていただき予定となっております。令和5年度につきましては、1,600万円程度になりまして、就学援助の方に1,500万。就学奨励費については100万円ということで、来年度以降、経常的にこちらの経費がかかってくる状況でございます。

今後の予定でございますが、11月には区民文教常任委員会に報告させていただきまして、第4回定例会に補正予算、2月には、第1回定例会に当初予算として令和5年度分1,600万円を計上させていただきまして、3月から周知を始めて、4月以降に実施という内容となっております。

甚だ簡単ではございますが、審議の上、ご決定させていただきますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 すみません。参考のために、就学援助と就学奨励費の違いを教えてください。

○学務課長 就学援助につきましては、小中学校の保護者の方が経済的に援助を必要とする方々ということになっておりまして、就学奨励については、特別支援学級に通学をする児童・生徒保護者において、経済的負担を軽減するためということで、対象がちょっと異なっております。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第96号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議はないようですので、議案第96号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

- 4 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 港区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第97号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」から議案第104号「港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について」一括して説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第97号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第98号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第99号「港区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第100号「港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第101号「港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第102号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第103号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第104号「港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について」、以上8案について、一括して説明をさせていただきます。

資料は本日付、教育委員会資料ナンバー3からナンバー10となります。

お恐れ入りますが、資料ナンバー3の1番後ろに付けております、資料ナンバー3-3を見て概要を説明させていただきますので御覧ください。

始めに、項番の1「改正の理由」でございます。今回の改正は、幼稚園教育職員の定年の引上げ等に伴う制度の変更によるものです。関係条例の一部改正につきましては、第3回議会定例会に提出をし、可決を頂いたところです。そのため、関係する規則についても、文言の整備など、必要な改正を実施いたします。

次に項番の2「改正する規則」でございます。今回改正する規則は記載のとおり、八つの規則となります。

それでは、次に項番の3「主な改正内容」について説明をさせていただきます。

なお、この各項目括弧内の①から⑧の数字が項番の2の改正する規則に掲げる番号を指してございます。

では、まず一つ目、再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されるため、文言を整理させていただきます。定年前再任用短時間制とは、例えば、定年自体が65歳となった際に、

定年前の62歳で退職した場合、63歳から65歳の間は定年前再任用短時間勤務職員として、採用ができるというものでございます。

次に当分の間、60歳到達以降、給料月額7割措置を適用された職員の一部手当額を70パーセントとすることを定めます。

三つ目に新たな制度である高齢者部分休業について、期末手当や勤勉手当の算定において、取得期間を欠勤等の期間とするとともに、欠勤等日数の算定の取扱いを定めてまいります。

なお、高齢者部分休業は職員の加齢による諸事情への対応や退職後を見据えた地域貢献など、定年退職前の働き方の選択肢を広げ、職員の能力、経験の活用と働きやすい職場づくりの推進を目的に設けられる制度となります。55歳以降、定年退職まで、日、1日または時間単位で取得が可能となります。なお、その取得分につきましては、無給、給料が出ませんので減額となります。

四つ目についてです。こちらが定年引上げとは直接結びつきませんが、幼稚園教育職員の健康及び福祉に考慮して、今回の改正に合わせて制度を整備するものでございます。具体的には障害のある職員につきましては、その障害の特性に配慮が必要な場合、休憩時間を今の1時間より延長して、あるいは追加して取ることができることと定めます。これにより通常1時間の休憩時間に引き続いて延長したり、勤務時間の途中でさらに休憩時間を追加したりすることが可能となります。

なお、休憩時間を延長追加した場合も、同じく1日に勤務する時間は7時間45分で変わりございませんので、例えば、休憩時間を1時間追加した場合には、それに応じて勤務の終了時刻が通常より1時間遅くなるということになります。

五つ目です。定年の段階的な引上げ期間中の経過措置である暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして、規則を適用する旨を付則に定めます。

最後、項番の4となります。施行期日です。施行日は令和5年4月1日といたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。まず、議案第97号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第97号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に議案第98号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第98号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に議案第99号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第99号については、議案どおり可決することに決定

をいたしました。

次に議案第100号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第100号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に議案第101号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第101号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に議案第102号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第102号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に議案第103号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第103号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に議案第104号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第104号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 令和3年度決算特別委員会の総括質問について

○教育長 次に日程の第2、報告事項に入ります。

「令和3年度決算特別委員会の総括質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、決算特別委員会総括質問についてご報告いたします。

去る10月4日に総括質問が行われまして、4名の質問者から10問の問いを得ております。その中から、2ページの3番です。こちらを御覧ください。

こちら、土屋準委員の総括質問です。総合教育会議についてということで、総合教育会議でこれまでどのような議論を重ねて、どのように活用しているのか、教育長にお尋ねしますという問いでございます。

教育長の答弁です。総合教育会議では、地域教育における、喫緊の課題や、あるべき姿について、区長と十分な意思疎通を図り、民意が反映した教育行政の推進につなげております。一例として、昨年度は「ウィズコロナ時代の子ども・家庭に届く支援」というテーマの下、タブレットの使用に

よるトラブルやコロナ禍における保護者同士、児童・生徒同士のつながりの希薄さについて、区長と教育委員とが意見を交わしました。こうした議論により、教育の場では、実態を踏まえた情報モラルについての事業の実施やオンライン面談、オンライン相談による子どもや各家庭とのつながりの手段を増やすこと、コロナ禍ならではのタブレットを活用した柔軟な学びにつながっております。

引き続き、総合教育会議で、区長と教育委員とが積極的に意見を交わし、教育現場の具体的な改善につなげてまいります。

もう一つご紹介いたします。3ページになります。榎本あゆみ委員の、1番の「令和版港区らしい教育について」ということで、保護者負担の在り方についての問いでございます。

質問者は近年の物価高騰などの高騰が続いている中、給食費や教材費など、区立学校の保護者負担の在り方について検討すべきと考えるということで、教育委員会の見解を伺っております。

教育長の答弁です。学校給食の食材費は学校給食法において、保護者負担と定められている中、教育委員会では、大使館と連携した行事食や特別栽培農作物の食材費のほか、物価高騰に伴う学校給食への支援を行っております。また、教材費や校外学習等の入場料も一部公費負担するとともに、就学困難な家庭には就学援助による助成を実施するなど、多岐にわたる保護者負担の軽減策を実施しております。

これまでの区立小中学校への様々な支援を踏まえ、今後、さらに児童生徒に質の高い教育を提供することができるよう、給食費を含めた教育費の保護者負担の在り方について検討してまいります、と答弁しております。

そのほかもでございますけれども、ぜひ御覧いただきたいと思っております。報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 港区幼児教育振興アクションプログラムの改定に向けたアンケート調査の実施について

3 港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート 調査の実施について

4 港区スポーツ推進計画の改定に向けたアンケート 調査の実施について

5 港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について

6 港区学校教育推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について

○教育長 それでは、次に「港区幼児教育振興アクションプログラム」「港区生涯学習推進計画」「港区スポーツ推進計画」「港区立図書館サービス推進計画」「港区学校教育推進計画」のそれぞれの改定に向けたアンケート調査の実施について、まとめて説明を報告いたします。よろしく申し上げます。

○教育長室長 教育委員会では基本計画と実施期間を同一とした教育行政の個別計画などを策定しております。

具体的には、こちらの幼児教育振興アクションプログラム、さらに生涯学習推進計画、スポーツ推進計画、図書館サービス推進計画、学校教育推進計画になります。

報告内容は、改定に向け、基礎資料とするためのアンケート調査を実施しますというものでございます。

まず、資料の2を御覧いただきたいと思います。1の「目的」です。当計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としておりますけれども、中間年である令和5年度の改定に向けまして、今後の教育施策の検討に当たっての基礎資料とするためのアンケート調査を実施するものでございます。

2の「調査対象者」は2歳から5歳までの子どもの保護者1,000人を抽出し、実施をいたします。

3の「調査項目・調査表等」につきましては、学識経験者や公立私立園長などからなる幼児教育振興アクションプログラム検討委員会において、検討をいたしました。

調査のポイントとして、別紙の1、また別紙の1-2のとおり、設問や選択肢の工夫、幼児期の教育に必要なニーズの把握、そして施設や事業の利用傾向、悩みは相談しやすい環境の把握などを意識し、別紙2のとおり、調査票を作成しております。

資料2にお戻りいただきますが、4番の「調査方法」につきましては、調査票の郵送といたしまして、回答に当たってはこれまで郵送だけでしたけれども、その郵送に合わせて、今回からインターネットによる回答、回収も行うことで、回収率アップを図ります。

5番のスケジュールといたしまして、10月26日発送の後、11月18日を目途に回収。令和5年3月に調査報告書の作成を予定しております。参考として、前回の回収率40パーセントと記載しております。

幼児教育進興アクションプログラムについての説明は以上となりますけれども、その他の計画につきましても、同様のスケジュールは取っております。重複しない部分を中心に、報告案件3から6として、部門の課長からご報告いたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 続きまして、生涯学習スポーツ振興課より、資料ナンバー3を用いまして、「生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について」ご説明いたします。

まず、資料ナンバー3の1ページ目を御覧ください。

項番1「目的」につきましては、記載のとおりでございます。

項番2「調査対象者」でございますが、18歳以上の住在、在勤、外国人を含めて全部で2,700人を対象といたします。

続きまして、項番3「調査項目・調査票等」についてでございます。

こちらにつきましては、1枚めくり、次の別紙1を御覧ください。別紙1の中のポイント1でございます。生涯学習活動における新型コロナウイルス感染症の影響について把握いたします。

一つ目の丸に記載しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習活動だけではなく、様々な活動が制限された状況となっております。

新型コロナウイルス感染症の前後によって、活動の状況、考え方、意識など変化があったかどうかについて把握したいと考えております。

ポイント2です。ICTを活用した学習機会の充実につながる設問を設定いたしました。こちらは今後の区の施策を検討するために、オンライン学習に関する現在の状況ですとか、今後の意向などにつきまして把握してまいります。また、年齢等によりまして、オンライン学習ができない理由なども明らかにしていくことで、今後の施策につなげていきたいと考えております。

ポイント3です。今後の生涯学習施設の充実に向けた設問を設定いたしました。前回の調査では、施設の利用状況や今後の意向に関する設問におきまして、生涯学習センターや青山生涯学習館を選んだ方が少ない状況となりました。今の区の生涯学習施設が学びの場として、魅力ある施設となり、より多くの区民に利用していただけるように、どのような設備・機能が必要かにつきまして、設問を設定しております。

ポイント4、回収率の向上に向けた設問内容や選択肢を見直しました。前回の調査、令和元年度になりますが、こちらでは回答者から「内容が分からない」「難しかった」等のご意見がありまして、回収率が低い。その結果かどうかは定かではありませんけれども、回収率が低くなっております。より多くの方のご意見を収集することが、アンケート調査の大事な部分かと思っておりますので、現状を把握し、課題を抽出するためにも、分かりにくい設問や選択肢につきまして、修正・削除するとともに、全体的に分かりやすい表現とすることで回収率の向上を目指してまいります。

続きまして、別紙1-2、印刷物ですと、A3の縦判の資料になります。こちらを御覧ください。こちらは、アンケートの調査の設問と活用方針についてです。設問は、全部で34問となっております。前回調査と比較しまして、新規の設問が5問、また先程のポイントを踏まえまして、変更したものが6問となっております。

続きまして、別紙2を御覧ください。実際にお送りする調査票でございます。こちら内容の説明は省略いたしますが、先程のポイントを踏まえて、変更した内容となっております。

恐れ入ります。最初の資料ナンバー3の1ページ目にお戻りください。2ページ目の部分の項番4の調査方法、項番5のスケジュール、項番6の参考につきましては、このとおりになります。よろしく願いいたします。説明は以上でございます。すみません、長くなりました。

続きまして、資料ナンバー4「港区スポーツ推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について」でございます。

こちら、「目的」「調査対象者」につきましては、記載のとおりでございます。調査項目で、主に調査のポイントとした部分につきまして、ご説明いたします。別紙1を御覧ください。

ポイント1、社会情勢の変化についてでございます。こちらは先程と同様に、新型コロナウイルスの影響を受けておりますので、その前後で考え方、行動がどう変わったかを調査してまいります。

ポイント2、区の動向を踏まえた設問、選択肢でございます。新たな施策、スポーツ施設の整備ですとか、学校施設開放における施設予約システムの導入、また新たなスポーカルの設立などがございます。また、オリンピックもございましたので、オリンピックや新型コロナウイルスの影響、そういったものがどういうふうに影響しているかについてを選択肢の中に加えております。

ポイント3でございます。先程と同様にスポーツを取り巻く状況が変わっている中で、分かりに

くい設問、回答が少なかった設問、現状に合っていない部分につきましては、見直しを行いました。

続きまして、別紙2でございませう。こちらが実際のアンケートになります。詳細の説明は省略させていただきます。

続きまして、最初の資料、ナンバー4にお戻りください。2ページ目の調査方法、スケジュール、参考の部分につきましては、記載のとおりでございませう。長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○図書文化財課長 続きまして、報告事項5「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について」ご説明をさせていただきます。報告資料、ナンバー5を御覧ください。項番1「目的」は記載のとおりでございませう。

項番の2「調査対象者」は、18歳以上の港区在住・在勤者2,700名、及び港区在住の0歳から高校3年生相当までの子どもとその保護者となります。対象人数の内訳については、記載のとおりでございませう。

港区立図書館サービス推進計画につきましては、令和2年度に現計画をつくったときに、子どもから大人まで一体化した計画にするため、港区立図書館サービス推進計画と港区子ども読書活動推進計画の2計画を一つにした経緯がございませう。

このため、港区立図書館に関するアンケート調査と子どもの読書活動に関するアンケート調査を行っております。

項番の3、調査項目、項番の4、調査方法、項番の5、スケジュール、項番の6、参考については、記載のとおりでございませう。

続きまして、別紙1を御覧ください。アンケート調査のポイントでございませう。

一つ目、コロナ禍による区立図書館のニーズや意識の変化の把握です。新型コロナウイルス感染症の影響による図書館サービスのニーズや読書活動に対する意識の変化などを把握します。

二つ目は、利用者の利便性向上や新規利用の誘発に向けて、効果的なICT活用方法等の把握です。ICTを活用した図書館サービスのニーズや現行のサービスの認知度を把握するほか、子どものインターネット利用、デジタル利用の浸透度合いを把握します。

三つ目は、現計画で特に重点的に掲げている施策の評価です。重点施策である電子書籍サービスの活用、調べ学習支援について、認知度や利用意識等を把握し、施策の評価につなげます。

四つ目は、区民の潜在的なニーズを把握し、区民に寄り添った図書館運営です。図書館利用者や図書館を利用していない人のニーズ調査から、図書館を利用しやすい、また、利用したい時間帯を把握し、開館時間、休館日の検討に生かします。こちらにつきましては、先程、本日の審議事項の1件目で、台場図書館の説明をさせていただきましたけれども、今後、台場図書館が日曜・祝日の開館時間がずれることなどがございませうので、既存の図書館についても、検討していくための材料と考えていきたいと思っております。こちらのアンケートを活用させていただきたいと思っております。

続きまして、別紙1-2を御覧ください。アンケート調査の設問等、活用方法等でございませう。

調査票は4種類ございます。前回の調査と比較して、新規の設問は延べ13問。設問や選択肢を変更したものは延べ15問ございます。先程説明しましたポイントに対応した設問については、各ポイントのマークをつけておりますので、後程ご確認いただければと思います。

別紙2が実際の調査票となります。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○教育人事企画課長 それでは続きまして、報告事項6「港区学校教育推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施について」概要を説明させていただきます。

報告資料のナンバー6を御覧ください。

まず、項番の1「目的」は記載のとおりでございます。

項番の2「調査対象者」は、小・中学校の保護者及び児童・生徒となります。対象人数につきましては、記載のとおりでございます。なお、今回、区立小・中学校の保護者向けには、ウェブ上での全数調査を実施いたします。ウェブ回答のみとなりますので、今後の検証に向けて、参考資料として活用させていただく予定でございます。

続きまして、項番の3「調査項目・調査票等」についてです。まず別紙1を御覧ください。アンケート調査のポイントでございます。

一つ目が新型コロナウイルス感染症やタブレット端末等の影響の把握についてです。コロナ禍で人との交流の減少等が見られる中で、家庭でのスマートフォンやタブレット端末の使用状況を把握し、今後の生活指導等に役立ててまいりたいと思います。

二つ目です。ポストコロナにおける学校生活の配慮についての設問設定でございます。学校生活の制約が長引いている中で、今後どのような行事を継続すべきか等把握する設問を設け、今後の学校運営の参考にしてまいります。

続きまして、別紙1-2を御覧ください。アンケート調査の設問と活用方針等でございます。

前回の調査と比較して、新規の設問は延べ18問となります。タブレット端末等の利用時間や、コロナ以前と同様に行ってほしい行事等の設問を追加しております。また設問を変更したものは、延べ16問ございまして、芸術に関する選択肢を増やす等、より幅広い視点を取り入れられるように見直しをさせていただきました。

続きまして、別紙の2、別紙の2-2、別紙2-3を御覧ください。こちらが実際に配布する調査票の3種類になってございます。詳しい内容につきましては、後程また御覧いただければと思います。

それでは恐れ入りますが、最初の報告資料ナンバー6にお戻りください。

項番の4、調査方法から項番の6、前回調査の対象者等につきましては、記載のとおりとなっております。説明は以上となります。

○教育長 ただいまの各計画の改定に向けたアンケート調査の実施についての報告について、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 まず、調査対象者の中で「外国人を含む」ということで記載されているんですけども、これはそれぞれの外国人の母国語で質問されているのでしょうか。

○教育長室長 こちらは、それぞれの母国語ということではなくて、英語でのものになってございます。

○田谷委員 港区の場合は結構多言語をしゃべられる方が多いんで、その辺も今後は検討した方がいいのではないかなど。特にどこの国とは言いませんけど、多分、率が多いのは、英語圏のほかには中国圏とか韓国語圏なんかも多いのではないかなと思うんで。今、公共交通機関でも、中国語と韓国語の採用が非常に多い様ですので、その辺も今後、ご検討されたらよろしいかと思えます。

次の質問です。生涯学習スポーツのところで、年齢によってオンライン学習ができない理由とございましたが、これはどういうことを意図にしているのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 失礼しました。生涯学習スポーツ振興課長です。年齢によって、パソコンの操作に、パソコンの操作自体には慣れている方が多くなってきておりますが、アプリですとか、実際のオンライン学習をする上でのソフトの部分について、不慣れな方がまだまだいらっしゃると認識しております。

○田谷委員 では、それはあくまでも、年齢的な問題を指していると思ってよろしいでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 全てが年齢とは言わないとは思いますが、その中でどういうふうに関心のあるサイトを選んでいくとか、信頼のある講座を選んでいくかという部分について、不安を覚えている方が、年齢的に高齢の方に多いと認識しております。

○田谷委員 何となく分かる気がします。

引き続きまして、図書文化財なんですけれども、質問の内容に図書館を利用したい時間帯とか開館時刻というか時間が提案にありましたけど、お台場の場合は結構遅い時間、20時までやっているということなんですけど、遅い時間帯の利用者というのは、開館しなきゃいけない程、結構多い数なんでしょうか。お聞かせください。

○図書文化財課長 台場については、日曜祝日が8時までということで、そこが区立図書館との違いなんですけれども、傾向として貸出の実績を見ると、1日の貸出のうち、3割以上が5時以降の貸出手続を受けているということが、データから分かっております。

これは、おそらくですけども、お出かけをして、帰ってこられて、予約していた資料を、図書館に立ち寄って借り受けるなど、そういう住民の方の利用が多いのかなということが傾向としてつかめているので、8時まで開けることによって、このサービスは継続していきたいと考えております。

○田谷委員 続けてよろしいですか。分かりました。ありがとうございます。ていうことは、今課長がおっしゃったように、17時以降が30パーセントの貸出率だということは、これはどちらかというと、児童や学生ではないという判断でよろしいでしょうか。

○図書文化財課長 平日も含めてなのですけども、台場に関しては、5時以降の子どもの自習室の利用が非常に多いです。そういうこともあるので、開館時間は、平日のみならず、日曜祝日も含めて、5時ではなくて、8時にということで今回考えております

○田谷委員 さらに参考までに。特に17時以降、児童学生の1人での利用ってというのは、ちょっ

と同伴的にも難しいのではないかなと思うんですけど、その辺は何か規制があるんですか。保護者と一緒じゃないと駄目なのか。

○図書文化財課長 そういったことはございません。台場コミュニティーぷらざについては、商業施設と駅から非常に近いということがございますので、また区民センターですとか、区の台場分室とかと同じ建物になるので、ここの防犯性という意味では、それ程心配がない場所かなと考えております。

○田谷委員 分かりました。ある程度ご考慮されたらよろしいかなと思います。私から、最後の質問です。教育推進のアンケートの中で、これが良かったと思うのは、区立小学校、中学校に在籍する子どもの保護者はウェブ調査で、全数というのは、また色々集計が難しいと思いますけど、とてもよい取組だと思います。回答率が何パーセントになるか分かりませんが、その辺のところも注視して、今後もこういったアンケートを進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 もう今さら、細かいことは時間的に余裕がないんだと思いますが、少しいくつか確認をします。

まず、港区生涯学習推進計画から行きましょう。一つは、在住者以外に在勤者を仮に配慮して調査をしている。それから、外国人にも配慮した配布をしていると。調査対象者に加えているということは、よいことだと思うのですが、一方で調査のアンケート用紙、3ページですよ。シートのいわゆるフェースシートに当たる部分ですが、そこを見ても港区在住でない在勤者、あるいは外国人、これを把握できる設問が何もありませんが、これはどういうふうに対応するのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 こちらにつきましては、説明がちょっと漏れておりましたが、アンケートを送付する段階で、まず在住者と在勤者につきましては、最初の段階で常に分かれておりますので、その部分につきましては、すみません。今の段階では、この設問の中には反映されておりました。

○山内委員 変数に加えた、層別解析ができるということでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今、山内先生がおっしゃったとおりで、最終的には結果の中で分かることになっています。クロス集計等では把握できます。

○山内委員 つまり、それは回収した時に、どの在勤者向けのものか、それか、外国人向けのものかというのは把握ができるってということですね。回収された調査票から。

○生涯学習スポーツ振興課長 そのとおりでございます。区としては、在勤者というカテゴリーのデータを持っていない関係で、こちらの部分については、アンケートのサイトからの調査を予定しております。もうアプローチの段階で入口が違う形になっております。

○山内委員 分かりました。では、それから次に、この点はほかのアンケート調査も同様と考えてよろしいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 在勤者のアンケートの扱いにつきましては、全ての調査、全ての計画のアンケートで同じ対応となっております。

○山内委員 分かりました。次に図書館サービスの推進計画について質問をします。この港区の図書館サービスに関する調査の一つの特徴は、小学校5年生から高校3年生に対しては、子ども本人への調査と保護者への調査をしているということで、従来はそれを対にして、つまり親子を対にして、分析もできるような形になっていましたけれども、今回はその点は配慮されているのかどうか。その点を教えてください。

○図書文化財課長 こちらについては、引き続き継続して、その点については配慮をさせていただいております。

○山内委員 つまり、回収された時に、親子のひもづけができるような形になっているということでしょうか。

○図書文化財課長 送る時に同一の世帯に送りますので、そのようなひもづけ可能となっております。

○山内委員 それは一緒に封に入れて、戻ってくるっていうやり方でしたでしょうか。

○図書文化財課長 ちょっとその詳細についてはすいません。確認させてください。改めて分かった時点ですぐ回答させていただきます。

○山内委員 非常に大事な調査なので、そのひもづけがきちんと崩れない、できるように気をつけてください。

○図書文化財課長 かしこまりました。

○山内委員 それから、もう一つ、学校教育推進計画についての質問をしますが、これはやっぱり外国人についても、配慮をした支援をしようということだと思いますが、外国人に対しても調査をするということで、これは後でどう、その層別ができるようになっているのでしょうか。

○教育人事企画課長 後で、その判別ができるようになっております。

○山内委員 では、その上で一つ質問なんですけれども、特にこのアンケートは、いわゆるネット調査でやる訳ですね。

○教育人事企画課長 はい。

○山内委員 その時に、ある意味で要するに誰が回答しているかが分かるからこそ、その設問の中には外国人かどうかとか、何も入れてなくても情報が分かるということだと思うんですけれども、後で要するに誰の回答だから、この人は外国籍が、この人は外国人じゃないというのが分かるということになると思うんですが、そういうことですか。

○教育人事企画課長 今のご質問はその保護者の件だとは思のですが、こちら、個人の特定はもちろんできないんですが、外国籍である、外国の方であるということは、この調査の中で把握することはできますので、それをもって判断してまいります。

○山内委員 設問の中にありましたでしょうか。設問のところに外国籍であるかどうかと書いてありましたでしょうか、保護者向けについてです。

○教育人事企画課長 実際にIDをお送りする際に、その方が外国籍の方だということがひもづけされておりますので、そこで判断をしたりすることはできるかと思えます。

○山内委員 つまり、一人ひとり個人ごとにIDがついているということですよ。調査をすると、そこで後で層別がきちんとできるという理解でよろしいですね。

○教育人事企画課長 そのとおりでございます。

○山内委員 今度、そうした時に、もう一つの問題は、1人1IDのアンケートになった時に、どうやって個人情報とか匿名性、個人情報の保護、匿名性に配慮するかということが、実は一方で非常に重要になってくる訳です。

従来、こういう調査の時に、やっぱり匿名性の担保というのは、非常に重要なテーマですけれども、その点は何かの工夫をされているのでしょうか。

○教育人事企画課長 実際のその調査、委託をしておりますけれども、その中では、個人が特定はされないこととなっています。個人情報が漏れることはないようにしてまいります。

○山内委員 それはどんなふうな工夫をされていますか。

○教育人事企画課長 その詳細につきましては、今後、担当の方とも確認して、確実に漏れることのないようにしてまいりたいと思います。

○山内委員 つまり、大事なものは、調査用のIDと、それから、もともと区が持っている台帳のIDとが、その連結する表は持ってなきゃいけない訳ですけれども、調査用の独自のID番号をつくって振らないといけないっていうのが一つですよ。

それからもう一つは調査用のIDをその調査会社に渡す時に、だけど、さっき言われたような層別に必要な情報だけは加えて渡さなきゃいけないということになる訳ですよ。その辺の処理が適切にできるのかどうかというのは結構これ重要な問題なんですけれども、その点いかがでしょう。

○教育人事企画課長 こちらは、学校教育推進計画だけのことではありませんので、確実に担当の方と業者の方。どのように対応していくのか、詳細につめまして、実行してまいりたいと思います。

○教育長室長 失礼いたします。IDとパスワードの設定の件でございます。

調査票をおめくりいただきますと、「ID」という欄がございます、そこ今、空欄になっておりますけれども、実は区のほうで、ランダムで設定したものを付与して、それを送付してございます。当然、今、おっしゃったように、IDとどの個人かというものは、区は把握できるんですけれども、この記号だけを持って外にこう出た時に、それがどなたかというのは分かる仕掛けにはなっておりませんので、そこで確実に個人情報というのは守られる。そういった仕組みでございます。

○山内委員 分かりました。いや、この点って結構重要な問題なので。しかも、こういうやり方をするのは、今回が初めてですよ。私の理解している範囲では、こういうやり方は今回初めてで、こういう方向にだんだん移行していくのは、悪いことではないとは思いますが、一方で、個人情報の管理としては、これは非常に大切な問題ですので、本来であれば、こういった形で、その匿名性を担保しながら対応するか、IDの振り方も含めて、資料をつくって、それはここで共有すべきだと思います。

例えば、私たちが、研究機関がいろいろなアンケート調査とかする時には、かなりその点は丁寧に倫理審査とかをするんですよ。やっぱりそこできちんと第三者の目も入れながら、確認をして、

それで初めて調査をしてよいとなって実施する。

区もこの個人情報の問題っていうのは、今、非常に重要視されている訳ですから、その手続だけは丁寧にやったほうがいいのだと思います。ですから、できれば次回どういう手続をして、このIDを振っているのか。その個人情報の保護についてはどういうふうに保証しているのかということは、きちんとした資料をおつくりになって、出していただければと思います。

そういう事は、調査会社任せにしていると、時に痛い目に遭いますから、やっぱり、きちんとここで確認をしているということは、とても大切だと思います。

万万が一、調査会社から何かデータが外に漏れた時でも、ここではこれだけのことをきちんと確認している。調査会社との間では、こういう契約をしているというところまで確認しておけば、かなり安心をして実施できる訳です。ですから、そこはぜひなさったほうがいいと思います。

もう一つは回答する側も、やっぱりIDが一人ひとり振られていると、回答したものが全部見えちゃうのではないかという不安を持つんです。

その意味では、この調査票の1枚目の「教育長のお願い」から始まる文章に、ID番号というのが、回答者個人を特定するものではありませんと書いてありますけれども、本来、もう少し丁寧に書いておいたほうが、回答する人の不安というのは、もっと減らせると思います。

ですから、このIDというのが、もう調査のために独自に、新たに乱数で振ったものなんだと。それと、台帳のIDというのは、全く個人を特定できるような連結はしてない番号だということをきちんと説明しておかないと、回答する人も、不安を持ちながら回答するということになるのではないかと思います。

○教育長室長 ありがとうございます。まさしくおっしゃるとおり、区は、情報は基本的に公開であるけれども、個人情報については確実に守るということで、そこは明確にしております。今回ご意見のとおり、回答者が不安になるようなことはないようにしなければいけない、というふうに思っています。

手続としましては、個人情報保護審議会という大きな会議に、包括承認という形で掛けておるところですけれども、先生ご指摘のとおり、こういった場で、そういったところもご判断いただくご報告の際にも、安心いただけるように説明を添えまして、しなければいけないなど改めて反省いたしました。

回答者が不安にはならないようなものであること。また、先程ご提案いただいた個人情報の保護について、こういった取組をしているということを、ちょっとまとめたものを改めて先生方にお示しすることで進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山内委員 ありがとうございます。

区としては、やっぱりこれからこういうアンケート調査をもっと積極的に分析を重ねて、より良い施策につなげていけるようにするという、単純な集計で終わらない分析をしていくというのはとても大切だと思います。

ですから、これを積極的に利用していくためにも、まずは区民の方に安心してもらえる手続を踏んで調査をするということが大切ですので、そこはぜひ気をつけながら進めていただければと思います。

あと、もう一つ。

例えば、学校教育推進計画で、先程タブレットの問題について問題視している中で、そういう設問も用意しているということですが、例えば、問いの6歳から11歳児の保護者向けと、その他もそうですね。子どもが何時間ぐらいタブレットやスマートフォンを使っているか。一番上が3時間以上、選択肢の1番高いところが3時間以上になっていますけれども、3時間以上でくくっちゃっています、こういうのは適切ですか。

つまり、今、もっと長い方向にどんどんどん、使用時間が移行してきている。長い時間、もっと5時間とか6時間とか使う層が増えてきているという状況があって、それは年齢が増える程多いし、それから過去に比べて近年ますます、それが大きくなっていくと。

そうすると長い時間、以前の感覚で言えば、3時間以上でも長い訳ですが、さらに問題視するような層というんでしょうかね。かなりどっぷり使っている人たちがどういう人、どのくらいいるのかということまで見ようとすると、これを、3時間以上を一括りにするというのが本当に適切なのかというのがあると思いますが、そういう議論はありましたでしょうか。

○教育人事企画課長 実際、学校でもルールを決めていますし、それぞれの家庭でも決めて取り組んでいただいているところです。

では実際、そのルールどおりに守られているか、というところで、実際5時間とかやっているお子さんもいらっしゃると思いますけど、まずは3時間以上の設定にして、どのくらい3時間を超えている子はいるのかどうか。その上で、また本当に余りにもその数が多いという今回の結果が出れば、また別の対応が必要になってくるかなというふうに考えております。

○山内委員 今、おっしゃっているルールは決めている。でも、一方で実態はどうかというのは別の話ですし、それから、例えば内閣府等がやっている利用実態調査とかの動向を見ているとそうですね。いわゆる3時間以上、4時間上、5時間以上の層というのはかなり増えてきていますよね。

だから、そういうことを踏まえると、また3時間以上が多ければというよりも、本来はもうこの段階で4時間以上、5時間以上というようなところも取っておけると、もっと今の状況、この一回の調査でも把握できたんじゃないかと思います。

○教育人事企画課長 業者の方とも確認して、もしこの段階でまだ間に合うようでしたら、もう一度検討はしたいと思います。ありがとうございます。

○山内委員 あと、全体にも集約して一言申し上げると、やっぱりこの調査って非常に大切なものだということを、私も教育委員になって6年、認識しています。それは、一つは先程おっしゃったように、それぞれの推進計画の改定に生かすというのが一つと、それに生かせるような実態の把握を適切にするということですよ。

そういう意味で、私たちにとっても、その改定に向けてのアンケート調査をすると。その中でど

ういう項目を新たに加えているのか、どういう工夫しているのかということは、別の言い方からすれば、今の事務局や関連する方々が何を問題視していて、何をどうしようとしているのかということを理解するいい機会でもある訳です。

さらにこういったアンケート調査というのは、ある種の透明性と中立性を持って実施するということも必要で、さらに過去との連続性の中で見られる必要もある。そういうことを丁寧に色々な角度から説明を伺いながら考えるというのは、とても大切なことだと思います。そういう意味では、先程簡単に、「説明は簡単に終わりにします」ということだったんですが、逆にこういうものはもっと時間をかけていただいて構わないと思います。

それから、もう一つは、やはりもう時間的に言えば、今細かいことを言ったり、もし根本的な何か問題が見つかったとしても、対応し切れない時期になっている訳です。ですから、本来はもっと早い段階で、「今、こういう形で準備を進めていますが」というところで、一回意見交換の機会をつくっていただいて、その上で「最終版はこうなりました」ということで、報告をしていただくという形のほうが、こういう調査をするときはよろしいのではないかと思います。

前は最初、私がこの教育委員になった時は、基本的にはそのくらいの感覚で議論ができて、その上で「こうなりました」という説明を受けていて、「かなり港区って丁寧にこういうものに取り組んでいるな」ということを感心をした記憶があります。

そういう意味では、今回、もう今更言っても仕方がないという時期に渡されても、何も言っても仕方がないということになる訳ですから、そこはもう今後もっと積極的に、こういう場も使っていただければと思います。

そういうところで、お互いに確認をしていけば、先程申し上げたような個人情報の問題とか、疑問を持たれても、ちゃんと手続やっていますということから全部言える訳ですので、丁寧にこういう場を使っていただきたいと思います。私からは以上です。

○教育長室長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、この時間の使い方についてですね。また、今回はこういった情報審議会などもしていることで、また、学識経験者を委員としました部会からの意見を頂戴した中での報告書の作成ということで、次回の教育委員会を待たずに送付することをご理解いただきたいと思いますが、確かにこのタイミングで聞いたところで、ということだと思います。

まず、ご相談する時期を含めまして、この教育委員会の報告の時期を今一度、見直していきたいと思いますので、今回はご理解を頂戴したいと思います。私の方からは、ちょっとその部分を改めてお願いしたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○図書文化財課長 先程、山内委員からご質問いただきました小学校5年生から高校3年生相当の子どもとその保護者のアンケートについてです。

同一世帯に当然ながら郵送しますので、紙で回答を頂く場合にはもちろんひもづけが可能です。先程から議論になっておりますIDの部分、QRコードを読み込んで、回答をしていただく場合に

は、そのひもづけがそれぞれ個人にできていれば可能なんですけれども、調査ごとに同一のIDを使う場合には、そこができなくなってしまうので、この辺りはちょっとほかとも含めて検討させていただきたいと思います。以上です。

○山内委員 ぜひ、ひもづけはできる。でも、個人は特定できないというような形のIDの振り方を工夫していただければと思います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。それでは、このアンケートにつきましては、今、山内委員含めて、様々なご意見を頂きましたので、それを改めて、事務局のほうで集約をした上で、今回生かせるものはすぐ生かす。そして、次回に生かせるものは、次こそそこは生かすというような形で、整理をさせていただいた上で実施をさせていただければと思います。

それではこの報告事項については、以上とさせていただきます。

7 港区立郷土歴史館展示室等の休室について

○教育長 次に、「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」ご報告させていただきます。港区立郷土歴史館展示室等の展示資料の状況確認等を実施するために、常設展示室等を休室いたします。

項番の1「休室期間」です。令和4年12月19日月曜日から同月28日水曜日までの10日間でございます。

「休室場所」です。常設展示室、特別展示室、ガイダンスルーム、コミュニケーションルームとなっております。

なお、旧講堂等の施設の見学は可能となっておりますので、休館をするものではございません。

項番の3「理由」です。デジタル機器等の点検、展示品の劣化防止のための変更・調整、展示室の調湿剤の回収及び展示資料の状況確認等を実施するためです。

項番の4、「告示日」。令和4年10月26日水曜日を予定しております。

項番の5「利用者への周知方法」です。広報みなと、ミナトマンスリーへの掲載、港区ホームページ及び港区立郷土歴史館ホームページ等でご案内をさせていただきます。

また、区の公式Twitterでも、ご案内をさせていただく予定となっております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

8 令和4年特別区人事委員会勧告について

○教育長 それでは次に「令和4年特別区人事委員会勧告について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 特別区人事委員会では、10月の11日に23区の区議会各議長と23区の各区長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本勧告は、幼稚園教育職員の給与に関わりますので、主な内容と今後の対応について、報告をさ

させていただきます。

はじめに項番の1、報告資料ナンバーの8、「令和4年特別区人事委員会勧告について」を御覧ください。

2枚目は別紙としまして、特別区人事委員会の勧告の概要を添付しておりますので、参考に御覧いただければと思います。

では、はじめに項番の1、「勧告概要」についてでございます。

まず、(1)月例給についてです。特別区職員の給与は民間従業員の給与を896円、率にして、0.24パーセント下回っておりました。人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層を中心に給料月額を引き上げることとなります。

幼稚園教育職員の初任給は大学卒で4,700円、短大卒で4,800円が引き上げられます。

次に(2)特別給(期末手当、勤勉手当)についてです。特別区職員の年間支給月数4.45月に対して、民間の従業員の年間支給月数は4.56月となっていたため、年間支給月数としては0.10月引き上げて4.55といたします。引上げ分については、勤勉手当に割振ることとなります。

次に、(3)の改定の実施時期についてです。月例給は令和4年4月1日、特別給は勧告を実施するための改正条例の交付の日から実施となります。

条例の改正は現在行われている特別区長会と特区連、特別区職員労働組合連合会との労使交渉妥結後に実施の予定でございます。

次に、(4)公民比較の手法についてです。特別区職員給与等実態調査と民間給与実態調査を比較して、算出をしております。月例給は令和4年4月時点で、特別給は令和3年8月から令和4年7月までの調査対象期間としております。

次に、項番の2「改正が必要な条例」についてでございます。対象となる条例は、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例となります。特別区長会、特区連との労使交渉が妥結し、勧告どおりに改定が行われることとなった場合は、改めて教育委員会において、条例改正をご審議いただく予定でございます。教育委員会でご決定いただきまして、引き続き令和4年第4回港区議会定例会にて、条例改正について新議案を提出する予定でございます。

また、その後に関係規則の改正のほうも予定してございます。

最後に、項番の3、「東京都人事委員会勧告について」でございます。

10月12日付で東京都教職員の給与に関わる東京都人事委員会勧告もございましたので、併せて情報提供をさせていただきます。

東京都の勧告も特別区と同様に、民間との均衡を踏まえ、月例給及び特別給の引上げとなっております。説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

9 「教師の歳時記」の改訂について

○教育長 それでは、次に「教師の歳時記」の改訂について、説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 こちらがその「教師の歳時記」ということで、最初は昭和49年、教員一人ひとりに教育の専門家としての確かな知識、技量を身につけさせることを目的に編さんをされたと聞いております。

その後、昭和54年、あとは平成19年に、教育の不易の部分を残しながら、その時代に合った新しい項目も加えながら、改訂を重ねてきたと聞いております。

私も平成19年に参りましたときに、この冊子として、できているものを見させていただいて、全国からも結構欲しい、分けてほしいということで送付しているうちに、在庫はもうなくなってしまったような状況でございます。

今回、改訂につきましては、時代も反映しまして、電子版で、データで配信を行いたいと考えております。

今回、教育長も再任されたこのタイミングで、現在、小学校の状況はどの学校も厳しい学級経営、学校経営がうまく行っていないところもございますので、ぜひこの「歳時記」、その時期に合った内容、項番の3に内容を示させていただいておりますけれども、このようなところで、少しでもヒントになればということで考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 今、手に持っていらした今までの冊子体の「教師の歳時記」、これ、何ページぐらいのものなんでしょうか。

○教育人事企画課長 ページ数は130～135ページぐらいでしょうか。

○山内委員 つまり、かなり内容の濃い充実したものなんだというふうに想像をする訳です。それに対して、今回、添付で10月号が出ていますが、A4、1枚。おそらくこれ12カ月で12枚ということになる訳ですね。こういう毎月、その時々に合わせて、電子データ、電子媒体でメッセージを出していくというのは、とても大切なことなので、私はこれは大いに結構なことだと思いますけれども、一方で、そういう色々な心構えをまとめたものが1冊冊子としてあって、自分の仕事机の脇に置いてあるという状況も大切なのではないかと思うんですね。

ですから、私はこの今回の電子媒体でががん発行していくというのは、大いに結構だと思いますが、冊子体のものもきちんと残されてはいかがでしょうか、と思いました。

ただ、冊子体のものは私、中を読んでないので、適切なことを言えているかどうか分からないのですが、もしそれが意味のあるものであれば、やはり冊子体は冊子体できちんと配るってことはなされたほうがいように思いますが、いかがでしょう。

○教育人事企画課長 ありがとうございます。ハンドブックという、ちょっと小さめの体裁でつくられております。そのときの願いも、やはり常に手元に置いて、何かあったときに見てもらえるといいなという願いが込められております。

それで考えますと、やはり今、山内先生にご指摘いただいたように、全員の手元にあるのがいいかなというところですが、実際、今後、予算との相談にもなりますが、この辺りもしもなら、電子

データで取り入れて見ていただく。あと、学校のほうも何冊か当然残ってはいると思いますので、その辺、ちょっと確認しながら進めて行きたいと思います。

今の時代、この冊子だとなかなか読んでくれない教員もいます。教員がそんなことを言っているはいけないんですが、この厚い物だと、なかなか手に取ってもらえないという意味では、毎月、タイムリーなものが送られると、少しでも読んでもらえるかなという、そのような考えでもございます。よろしくお願いいたします。

○山内委員 ありがとうございます。教員のある種の心構え集をきちんと冊子で配るというのは、私はとても意味があることだと思いますので、その予算が取れないとすると、それはかえって心配になってしまいますというのが一つですね。

ぜひ、心構え集は心構え集として、ちゃんと配りつつ、毎月の電子媒体での発信とがうまくつながるような形になっていくといいのかなと思いつつ伺いました。

○教育人事企画課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この「歳時記」につきましては、今のご意見も踏まえまして、ちょっとまた、教育事務局の事務局内で調整をさせていただければと思います。

10 情報モラルアンケートの実施結果について

○教育長 次に「情報モラルアンケートの実施結果について」、説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告資料ナンバー10を用いまして、「情報モラルアンケートの実施結果について」ご報告させていただきます。

報告内容は、今年度、GIGAスクール構想というので、タブレットを入れたということで、情報モラル教育の重要性が高まっているということから、インターネット調査をさせていただきました。

項番1の「概要」を御覧ください。対象は区立小中学校に在籍している全児童・生徒とその保護者でございます。

期間につきましては、6月29日水曜日から7月17日月曜日まで、インターネットによる回収をさせていただきました。

(2)のところで、回収率について、書かせていただいています。小学校1年生から3年生が63.3パーセントとちょっと少ないのではないかと思われるかもしれませんが、こちらは家に持って帰って、保護者の方と一緒に回答していただきたいというように、1年生から3年生は発達段階上、お願いをしております。

4年生から中学3年生までは各学校において、回答をしてもらうような形にしています。

ただ、コロナ不安とか、ちょっと不登校であったりとか、日にちが合わないとかっていうことで、ちょっと回答をしていないということがございますが、可能な限り、この期間内にしっかりやっってくださいということで、学校に数度、数回、お願いをしたところです。

保護者につきましても、こちらからメール配信をしてございますので、保護者の方で回答していただき、42.5パーセントという形になってございます。

項番2です。結果は、こちらの別紙の情報モラルに関する実施調査結果、報告書のとおりというところで、この後ご説明をさせていただきます。

本調査を活用し、各小・中学校で保護者も含めて情報モラル教育に関する講演会、それから授業をさせていただきたいという形で考えてございます。

それでは、別紙を御覧ください。

まず、1ページのところです。GIGAスクール構想で、配備した端末の使用頻度というところで、このような結果になってございます。

小学校1年生が中学校2年生までは週に数回と回答した割合が最も多いので、中学3年生は、ほぼ毎日と回答した割合が最も多く、58.8パーセントという割合を占めておりました。

小学校低学年程、端末の頻度が低い傾向にあって、学年が上がるにつれて慣れてくる、活用、使いこなしていくというところから、頻度が高くなっているのかな、というふうに思っております。

一方で「ほとんどない」「全くない」という回答している子どもたちもいるということで、教育委員会が教員に対して授業で活用するように、あれだけ口酸っぱく言っても、やっていないということが表れなのかなと思っておりますので、教員研修の実施をしっかりとさせていただいて、端末の活用の促進を一層促していく必要があるかなと思っております。

では、次の(2)、次のページを御覧ください。学習での端末の使用時間というところで、休日と平日を分けて聞いています。

今回はちょっと分かりやすくするために、2時間以上という形でまとめさせていただいたのは、教育委員会としては、2時間以上使うということは、もう健康被害的に駄目だと言っているので、1日2時間を限度にというような形でしておりますので、そういうふうに聞きました。

これは家庭での端末頻度については、中3が、休日の2時間以上は25.1パーセント、4割もいます。平日2時間以上も18.2と割合を占めておいて、全体的に中学生においては使用時間が長いという、休日のほうが長いという傾向にあります。

中学生程、これは配備したタブレット端末だけではなくて、私物の端末についても含めてという調査でございますので、家庭での長時間の利用はやはり健康被害につながるもので、しっかり保護者の方にも意識啓発していかななくてはいけないかなと思っておりますのでございます。

では、次のページを御覧ください。家庭でのルールの有無について。あなたが普段使う携帯とかスマートフォンとか、ゲーム機も含めて、ルールありますか、と。あれだけ東京都のルール、それから、学校のルール、家庭のルールという。学校のルール、家庭のルールとしっかりつくってもらっているので、ルールはあるはずなんですけど、「特段ない」と答えた子どもたちがいたというのが課題として思っているところです。

特に28.5パーセントと保護者が9.8パーセントと中学2年生が答えていて、保護者と生徒の間に18.7ポイントの差が生じていると。やっぱりこれっていうのは認識の違いがあるので、

ルールがあっても活用していないから、そういうふうに答えているのかというところもございますので、やはり自らが、子どもたち自らが、正しい端末の使用について考える機会をしっかりと改めて設けて、主体的に、学校や家庭での端末のルールを守るという意識を持っていかないと、自分の健康に響くんだよということも含めて、指導していかなければいけないという認識を持ったところですよ。

では、次のページ、4番を御覧ください。メールやLINE等使用時の経験で、どういうことを思ったかというところで聞いています。過去1年以内で伝えたいことをうまく伝わらなかったことがあるというものと、嫌な思いをしたことがあるということ聞いてございます。

中学生では、メールやLINEを伝えたいことはうまく伝わらなかった。自分が発信した側ですが、相手の受け取りによって、うまく伝えられなかったなっていうのが中学3年生で43.9パーセントのお子さんがそう思っていると回答しています。

また、逆に今度はもらったりとかするほうで、嫌な思いをしたというのが、中3生で、中学生だと1割を超えているというような回答となってございます。

やはり、全ての学年において、メールやSNSの連絡ツールを活用する際の注意というのを学校で、これまでもやってきているんですが、より身近に自分たちが使うと、こういう気持ちになるよねということをお伝えしたり、授業でしていくことで、インターネットを介したいじめなどのトラブルが起きないということにもつながるのかなと思っているところです。

では、次のページ、(5)を御覧ください。インターネット上での出会いの経験、こう言ったら、どんな出会いしちゃうのと、少し思ってしまうかもしれないのですが、ゲームも含めたSNS、インターネット上での出会いというところで聞いてございます。

中学生では、インターネットで知り合った人がいると回答しています。これは、全ての学年で30パーセントを超えていて、結構、知り合っているんだなと思うんですが、これはゲームを介して、知り合っているという傾向が多くございました。

後段、真ん中に、中段に書かせていただいているんですが、同じ学校とか、地域の子どもとインターネットのゲームを介して遊んでいるという結果が出ています。

例えば、私がAさんと友達で、AさんとBさんが友達。でも、私はBさんと友達じゃなかったけれども、Aさんを介して、ゲームでBさんと友達になるとか、そういった事例が多く出ていて、そういうものが、出会えた経験があるということで、子どもたちが答えているというものです。

ただ、今後やはり子どもたちが成長するに当たって、インターネットゲームだけでなく、SNS等も通じて、知り合った人に会いに行くなんていう危険な場面も想定しておかないと、大人としては、「こういう危険があるんだよ」ということをしっかり子どもたちに、学校の情報モラル教育で指導し、授業の中でも取り扱っていく必要があるなということで書かせていただきました。

次のページは6番目ですね。ペアレンタルコントロール利用率です。これはフィルタリング機能のこととかをざっくりと申し上げてございます。こちらを見ますと、「ペアレンタルコントロール機能を利用していない」と回答した保護者の割合は、スマートフォンを所有する小学校6年生、中

学校1年生において、最も減少する傾向であります。

最初、小学校1年生、2年生で、キッズ携帯等を持たせて、最初しっかり多分設定とかしていると思います。

そのうち、保護者ももう設定しているからと言って、どんどん下火になってきて、小6になるとここまで下がるんですが、また、中2とかでスマホを持たせるとまたつけなきゃとなって、意識が変わってきているのかなという結果なので、その学年ごとに色々なことも変わってきますので、1回設定したら終わりじゃないんだよということも、保護者に啓発していく必要はあるかなと思っています。

最後の7番になります。「子どもがインターネットを利用するにあたっての課題」というところで、お子さんがインターネットを使う際に教えたり、注意したりする上で、自分の知識が不足していると感じることがありますか。

まさに、私もこれだなと思ったのですけれども、中学生の保護者程、やはり自分の知識が不足するなということを思うという結果になっているので、保護者も含めて、今起きている問題はこんなことがあって、こういうふうにそれを解決するよとか、思春期の子どもなので、あまり頭から言えないとか、そういうこともあるのかなと思うので、こうやるとうまく行きますよ、ということも、啓発できていたらいいかなというふうに思っています。簡単ではございましたが、以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 教育長。

○教育長 田谷委員どうぞ。

○田谷委員 今のご説明の中で、LINE使用時の経験、伝わらなかったとか、嫌な思いしたとか。それから、インターネット上での出会い、これ、ちょっと数字見て、僕、中学生で、中3で39.8パーセント。これは著しく高い。

それから、ペアレンタルコントロールについても、あまりいい数字が出ていないというところで、ともに今、篠崎さんの方から注意を学ぶ機会ですとか、学校の情報モラル教育とか、また、保護者に同様の内容の研修をするというご発言があったんですけど、これは保護者と児童・生徒では違うと思うんですが、どういうタイミングで、どこでやられているんですか。それとも、これからやるのですか。

○教育指導担当課長 もう調査自体は全部終わってございますので、この結果を、業者に委託をしているので、それは業者から各学校に説明をしに行きます。その上で、学校によって、講演会の日程を決めて、例えば、土曜講座の日の3時間目にやろうとかっていう設定をしていくような形になっています。

○田谷委員 よく分かりました。この問題は実は、僕は現役のPTAやっているときからございまして、特にペアレンタルコントロール。寺原さんなんかは、その現場にまさにいらっしゃる立場だと思うので、またちょっとお話を伺いたいと思うんですが、これは、僕が思うに、やっぱり定期的にやらないと駄目ですね。

僕がいたときでも、自分の息子の通っている学校では、年1くらいでやりましたが、それも結局なかった、続かなかったんですよ。その結果が未だにこういうふうになっているということは、ある特定の定期的な問題で、あまり児童・生徒、保護者に飽きられないような、キャッチーな内容でついていったらいいと思うんですけど、現場にいらっしゃる寺原さんとかのご意見伺わせていただけますでしょうか。

○寺原委員 ではよろしいでしょうか。私もちょうど感想を申し上げようと思っておりました。

まず、最初にペアレンタルコントロールについては、うちもやってはいるのですが、それがどれだけ適切にできているのかということは、きちっと把握できてなかったりするので、もし定期的に勉強できる機会があれば、参加したいと思う保護者は多いと思います。あと、インターネット上の出会いについて、例えば、うちは小4と中2の男子がいますが、中2男子がゲームで当然に、色々な人と知り合って、その人たちとダイレクトにチャットができるので、それは日常的にやっています。また次男もインターネット上である質問をして、回答をもらったということを私に報告してきたりします。

色々制限はつけてはいるんですけど、色々なことを結局子どもたちがしてしまうという前提で、そこで悪い人や悪いことに巻き込まれないようにということを、本人たちに分かってもらう必要があるということ、実感しているところです、取り急ぎ。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 教育長。

○教育長 はい、田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 今、寺原先生がおっしゃったこと、そうなんです。やっぱり、いじめの調査結果でも、1番言いたくないのが保護者だっていうケースが出てございますよね。それから学校の先生。それをどうしたらいいのかな。

本来なら一番相談しやすい立場の、例えば我々とか、教師でなければいけないのに、親に心配かたたくないとか、そういったところが今の寺原先生の場合、これも親には言いにくいかもしれないですけど、恋愛の問題とかに発展するようなところで、こういうインターネット。SNS上での出会いの経験というところで、昨今の自殺願望とか、そういう問題の痛ましい事件も発生しているし、なんか、そういうところが非常に深く、この場だけじゃなくて、色々なところで考えて対応されていかなといけないのかな、というふうに思います。

○教育長 どなたも発言がなかったら、山内先生、いかがでしょうか、その辺は。

○山内委員 今それぞれからお話があったことって、とても大切なことだと思って、私も伺っていました。

やはり、タブレット、特にスマホによって、ネット上での全く知らない人との出会いの機会が増えている。これはやっぱり、かなり深刻に考えなければいけない問題だと私は思っています。やはり、子どもの段階から大人になるまで、対人関係をコントロールする能力というのは、まだ十分には育っていない段階な訳です。

以前であれば、ある程度親も見えて、分かりやすく言えば、家での電話だって、家に1台しかない電話で誰かと話をしていた。それが携帯になっただけでも、その子どもの対人関係というのが広がったし、それが見えなくなった訳ですけれども、ネットになって、それがさらに広がって見えなくなっている。しかも、それは子どもの対人関係をコントロールする能力の発達を超えている。その範囲を超えている状況にもあるんだと思うんです。加えて、学校にも、コロナによって、タブレットが入ったことで、ある意味でネットを使うということに対しての家庭の警戒心というのも、非常に弱くなったと思います。

ですから、当然、教育上ネットを使う。あるいは、タブレットを使うということは意味があるのですけれども、一方で、その警戒心、ネットによる色々なリスクに対する警戒心というのは、弱まっているのではないかという印象を持っています。

そういう意味で、やっぱりこのような調査を踏まえて、より積極的に啓発活動をしていくということが大切だと思います。

対人関係も、ゲームで全く知らない人とも全く直接的な接触をしない中で、ゲームをしているだけなら、まだいいのかもしれませんが、そういうのがきっかけになって、実は色々な思惑を持った大人と接触を持ってしまうということになることはあります。

それから、先程田谷さんが自殺の問題をお話しされましたが、実は特に中高生、大学。中高生ぐらいの自殺について色々研究、検討していると、ネット上で「死にたい」ということを書いて、そうすると、そういうのに寄ってくる大人がいる訳です。実はそういう中でネットで知り合った大人が、自殺補助をする。それによって、自殺が実際に遂行されてしまうというような事例が増えていることは事実ですよ。

ですから、そういうことまで含めて、かなりネット上の他人、見知らぬ人との人間関係というのは、大きな危険を持っているってことは、私たちは切実に理解しておく必要があると思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

11 令和4年度港区子どもサミットの開催について

○教育長 それでは、次に「令和4年度港区子どもサミットの開催について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー11を用いまして、「令和4年度港区子どもサミットの開催について」ご報告をさせていただきます。

こちらは例年お世話になってございますが、目的としましては、今年のテーマをこの後ご説明しますが「新しい生活様式」、コロナ禍3年過ぎてというところで、「新しい生活様式」の中で、私たちが健やかな未来のために、自分たちが行うべきことやできること、あと、大人に期待することについて、話し合いをしたいと思っております。

日時ですが、令和4年の12月5日、月曜日午後2時30分から午後4時45分までとなっております。

会場ですが、区議会棟の第1委員会室から第6委員会室、そして本会議場をお借りしての開催となります。

参加者ですが、項番4を御覧ください。小学校高学年児童と中学校生徒会生徒、各校2名、計58名となっております。

参加のところには区長、議長、副議長、港区議会の議員さん。それから、教育長と教育委員の先生方にご出席いただきたいということで書かせていただいています。

全体で項番5に書いていますが、「考えよう、私たちの健やかな未来のためにできること」とあり、

内容ですが、項番6を御覧ください。まず、子どもサミット本会議Ⅰということで、区長挨拶、議長挨拶。それから、児童・生徒による代表質問をさせていただいて、教育長にご答弁いただくと。

2枚目を御覧ください。その後、サミットの特別委員会ということで、1から6の委員会室に分かれまして、それぞれの分科会を開きます。大きくいいますと、コミュニケーションについての分科会、それから子どもの健康についての分科会、子どもの体力向上についての分科会、子どもの学びについての分科会、これは、学び方とかそういうことを話します。それから、最後に子どものインターネットの利用についての分科会という五つに分かれます。

子どもサミット本会議場は、また終わった後に本会議場に集まりまして、そこで各委員会からの報告と議決をさせていただきます。

最後に、子どもたちから謝辞という形になってございます。

「その他」のところに書かせていただいています。教育長、教育委員の先生方には、サミット特別委員会において、感想やご助言を頂きたいとしてございます。

なお今後、この後、色々つまった段階でまたレクチャーをさせていただきますが、こちらにつきましては、昨年までの課題として、子どもたちが自分の思った意見を自由に言うというのは、なかなかもうかしこまって、できないのがやっぱり課題だなと思ったので、私、事務局でしっかり話し合った上で、今までは司会の学校の子、記録の学校の子で、そこに先生とか指導者がいて、教育委員の先生や教育長にコメントを頂くという形だったんですが、そこに、指導主事が黒子ではなく、ファシリテーターとして入らせていただいて、司会は司会なんですけれども、話し合いの中でファシリテートして、司会の子どもたちも自由に自分の意見を言えるような促しを、回答を決して言う訳ではなくて、ファシリテートさせていただくと、より意見が弾むかなと思っているところです。

項番7(2)に戻りまして、観覧席の傍聴席の人数の関係で、参加児童・生徒1名につき保護者1名までの参加とさせていただきます。

なお、感染症対策を講じるために、しっかりと手指消毒や検温、それから引率教員も1人というふうにさせていただきます。

簡単でございますが、以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、子どもサミットも、色々工夫、改善をこらしていますけれども、昨年度も終わった後に、教

育委員の皆さんから、色々なご助言等も頂きました。

また、お気付きの点があれば、今の段階であれば十分間に合いますので、改めてまた担当のほうにお話を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

では、この報告は以上とさせていただきます。

- 12 後援名義等の9月使用承認について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について
- 14 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 15 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 16 図書館の9月分利用実績について
- 17 図書館・郷土歴史館の9月行事实績について
- 18 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 19 みなと科学館の9月利用状況について
- 20 11月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の9月使用承認」から「11月教育人事企画課事業予定」の9点の定期報告については、配布資料のとおりでございます。

各報告事項、この9点の中でご質問等があれば、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

○図書文化財課長 報告事項について、1点だけご紹介させていただきます。

郷土歴史館の11月の行事予定ですけれども、現在鉄道展開催中ですけれども、5月に行政視察で佐賀県を訪れた際に、佐賀県立博物館で御覧いただいた「日本を拓いた鉄の道」という映像があったかと思えます。

こちらの映像を佐賀県から借り受けまして、郷土歴史館の50インチモニターで放映しておりますので、ご紹介させていただきます。

なお、佐賀県が東京メトロと組んで実施しているスタンプラリーも10月30日まで開催中ということで、視察をきっかけにと言いますか、佐賀県ともしっかり連携をして、色々協力しておりますので、ご紹介させていただきます。以上です。

○教育長 私も先日、再任挨拶も含めて、鉄道展ちょっと見に行ってきましたけれども、非常に中身が濃くて、じっくり見ると結構時間がかかる内容ですので、ぜひ皆さんも御覧いただければと思います。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、これをもちまして閉会といたします。

「閉会」

次回は定例会ということで、11月、来月の11月14日月曜日午前10時から、こちらは参集

で開催の予定でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕